

議案第106号

専決処分の承認を求めることについて

損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和2年11月26日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

市道上における車両の損傷事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

別紙

専 決 処 分 書

下記のとおり損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

記

- 1 相手方 住所 (略)
氏名 (略)

2 事故の概要

令和2年7月22日（水）17時頃、相手方が市道幹第23号線から市道C第363号線へ左折で進入し、隅切り部分に敷いてあった鉄板に乗り入れた際、隙間に空いていた舗装の破損により生じた穴に落ちたことで、車両走行に支障となる損傷事故が発生した。

3 損害賠償の額その他の和解内容

損害賠償額 2,482,370円

その他 市と相手方は、本件事故に関し、上記損害賠償金以外には何ら債権債務がないことを確認する。

令和2年11月10日

狭山市長 小谷野 剛